

平成26年12月1日から、児童扶養手当法が改正されました！

これまで、公的年金(※)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い場合には、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、離婚等によるひとり親家庭等の生活安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

<支給要件は？>

次の①～⑤のいずれかに該当する子ども（18歳到達日以降の最初の3月31日までの子ども。なお、障がい児の場合には20歳未満）を監護する父や母、又は養育者（祖父母など）です。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども、父又は母が1年以上遺棄している子ども、父又は母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

<手当額(月額)は？>

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者及び生計を同じくする扶養義務者の所得等により決められます。

○児童1人の場合(月額)

全部支給：41,020円、一部支給：41,010円～9,680円（平成26年4月現在）

○児童2人以上の加算額(月額)

2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

※児童扶養手当は、毎年4月、8月、12月に、その前月までの分が支払われます。



今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

児童扶養手当を受給するには、町への申請が必要です。役場保健福祉課で手続きをしてください。

○平成26年12月1日において支給要件に該当している方

→平成27年3月31日までに申請をすれば、「平成26年12月分」から支給されます。

○平成26年12月1日～平成27年3月31日までの間に新たに支給要件に該当した方

→平成27年3月31日までに申請をすれば、「支給要件に該当した日の属する月の翌月分」から支給されます。

※平成27年3月31日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。

<申請に必要なものは？>

戸籍謄本(抄本)、住民票、手当の振込を希望する預貯金通帳の写し、年金関係書類、印鑑

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線273)